

部局長とPTの議論資料

部局名	政策企画
担当課名	人権室
担当者名	松永 鈴木
内線	2392、2320

【事務事業】

<p><b>項目名</b></p> <p><b>部局の考え方</b></p>	<p>人権相談推進事業費補助金</p> <p>1. 方針 市町村の人権相談に関する補助事業は府市の役割分担等を踏まえて再構築を行う。</p> <p>2. 府人権施策における人権ケースワーク事業の位置づけ</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>平成 13 年 1 月 府人権施策推進審議会答申（抜粋）</b> 人権侵害にかかわる問題が生じた場合に、府民が身近に解決策について相談できる窓口が必要。府においては、人権侵害を受け、または受けるおそれのある人を対象に、幅広い相談窓口を整備する必要がある。</p> <p><b>平成 13 年 3 月 府人権施策推進基本方針（抜粋）</b> 人権施策の基本方向 - 人権擁護に資する施策 - 人権に関わる総合的な相談窓口の整備</p> <p><b>平成 13 年 9 月 府同和対策審議会答申（抜粋）</b> 府において、関係機関の協力を得ながら、具体的な人権相談を実施している機関相談間の連携体制の確立、人権相談を受ける相談員の技能向上等を図る人材養成、具体的な事例をもとにした人権相談に関するノウハウの集積を図り、人権に関する総合的な相談窓口機能を整備する必要がある。</p> <p>これらの「大阪府人権尊重の社会づくり条例」に基づく答申等を踏まえ、平成14年度から市町村に対する人権ケースワーク補助金を創設した。</p> </div> <p>3. 見直しの考え方 人権侵害は日常的に発生しており、府民のセーフティネットのために市町村での身近な人権相談窓口の機能は必要である。 市町村の人権相談窓口の整備を奨励する目的で創設した補助事業であるが、現在、全市町村（政令・中核市を除く）で窓口が整備されている。【下記「参考データ等」欄を参照】 市町村での人権相談窓口を設けるためには相談員の人件費など一定のコストがかかることは避けられず、件数や単価のみで評価することは適切ではないが、件数にバラつきがあり、また、府が補助要綱で画一的に実施してきたため、地域特性を踏まえ創意工夫を凝らすことができず、非効率になっている面がある。 このため、市町村の意見も聞きながら、府同和問題解決推進審議会提言の趣旨に基づき、府・市の役割分担等を踏まえ再構築を行う。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>平成 20 年 2 月 府同和问题解決推進審議会提言（抜粋）</b> 府においては、相談が有する重要な役割が十分に発揮されるよう、身近な相談窓口となる市町村の相談機能の向上のための支援など府内の相談に関する基盤整備を一層推進していくことが必要です。 (例) 相談員の養成、人権相談機関ネットワークの充実</p> </div>									
<p><b>参考データ等</b></p>	<p>市町村での相談状況の経緯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>実施市町村数（政令・中核市を除く）</th> <th>相談延べ件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>30 / 42</td> <td>543</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>39 / 39</td> <td>2302</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	実施市町村数（政令・中核市を除く）	相談延べ件数	14	30 / 42	543	18	39 / 39	2302
年 度	実施市町村数（政令・中核市を除く）	相談延べ件数								
14	30 / 42	543								
18	39 / 39	2302								